

社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給等)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

2 前項の報酬については、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

3 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第3条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成29年6月20日から施行する。